

消防消第301号  
消防予第423号  
令和4年8月26日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
消防庁予防課長  
(公印省略)

#### 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について（通知）

令和4年8月10日、福岡県北九州市小倉北区の旦過地区において、床面積約3,300㎡を焼損する火災が発生しました。

本火災が発生した旦過地区は、建築年数の古い木造建築物が密集する地域に所在しており、同地区においては、令和4年4月19日に床面積1,924㎡を焼損する火災が発生しています。このような地域では、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性が高いことから、防火対象物ごとに講じる防火安全対策のみならず、平素から地域の住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者が自ら出火防止対策や各種訓練を行っていくことが防火対策上必要です。

については、木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域に対する防火指導の方針を下記1のとおり取りまとめましたので、下記2に留意の上、地域関係者との連携等を通じ、重点的な防火指導を図るとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の方針

#### (1) 重点防火指導対象地域

次のア及びイに該当する地域を重点的な防火指導の対象地域（以下「重点防火指導対象地域」という。）とする。

ア 「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（通知）」（平成 29 年 7 月 31 日付け消防消第 193 号）に基づき大規模な火災につながる危険性が高い地域として、消防本部が指定する又は指定する予定のある地域であること。

イ 次に掲げる事項を勘案し、特に(2)の防火指導を重点的に行う必要があると消防長又は消防署長が認める地域であること。

(ア) 大規模（※1）なアーケード商店街など、多くの木造飲食店（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1(3)項ロに掲げる防火対象物で、木造の建築物であるものをいう。以下同じ。）が存する地域であること。

(イ) 建築年数の古い（※2）木造の建築物が多い地域であること。

(ウ) 隣接する建築物が相互に接続し、又は間隔が狭い等、火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危険性が特に高いと考えられる地域であること。

※1 延べ面積の合計が概ね 3,000 m<sup>2</sup>以上であることを目安とする。

※2 概ね築 60 年以上を目安とする。

#### (2) 防火指導の実施事項

重点防火指導対象地域に対し、地域の住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者との連携を通じ、次に掲げる事項を主眼とした重点的な防火指導を図ること。

ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理

本火災の原因は調査中であるものの、飲食店において天ぷら油から出火した可能性が高いことから、火を使用する設備又は器具の取扱い中

は、その場を離れないことを徹底するなど、火を使用する設備又は器具の適切な設置、取扱い及び維持管理について周知徹底を図ること。

特に、火災予防条例に基づき、火を使用する設備又は器具と建築物との火災予防上安全な距離を適切に確保するとともに、火を使用する設備又は器具や排気ダクトと近接する建築物の部分が炭化している等、火災の危険が認められる場合は、火を使用する設備又は器具を使用する前に確実に改善を図るよう周知徹底を図ること。また、厨房設備の天蓋に設置するグリス除去装置や天蓋と接続する排気ダクトの清掃及び維持管理が適切に行われるよう周知徹底を図ること。

#### イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理

店舗併用の住宅を含め、住宅の用途に供される防火対象物にあっては、消防法第9条の2の規定により、寝室部分等に住宅用火災警報器の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、特に店舗部分が飲食店である場合は、火災の早期覚知の観点から、厨房部分に住宅用火災警報器を設置すること及び連動型の住宅用火災警報器を設置することが防火対策上有効であること。

#### ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理

令別表第1(3)項に掲げる防火対象物（火を使用する設備又は器具を設けたものに限る）には、令第10条第1項第1号ロの規定により、原則として消火器具の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、確実な初期消火を実施するため、より消火能力の高い消火器具を設置することが防火対策上有効であること。

#### エ 地域ぐるみの訓練等の実施

一度火災が発生すると大規模な火災に発展する可能性があることを十分に周知するとともに、自治会や商店街組合等の地域関係者に対し、地域関係者を主体とした地域ぐるみの訓練等の自主的な取組みを促すこと。また、必要に応じて訓練指導や、関係機関と連携した訓練を実施す

ることが有効であること。

なお、木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域における大規模火災を想定した訓練方法等については、「大規模火災時における的確な住民行動等の確保について（平成 29 年 8 月 2 日付け消防災第 113 号）」を参考とされたいこと。

## 2 留意事項

### (1) 木造建築物が密集する地域等に対する防火対策の取組み事例

木造建築物が密集する地域等における防火対策の取組みについては、以下の事例が過去に予防業務優良事例表彰を受けていることから、防火指導の参考とされたいこと。

(別紙 1) 複数アーケード商店街を中心とする木造建物密集地域の小規模飲食店等に対する防火指導の事例（名古屋市消防局）

(別紙 2) 木造住宅密集地区防災力強化モデル事業（糸魚川市消防本部）

(別紙 3) 小規模木造飲食店等密集地域における地域と連携した防火対策の取組（京都市消防局）

### (2) 重点防火指導対象地域における取組みのフォローアップ

重点防火指導対象地域の指定状況や同地域における防火指導の実施状況について、定期的にフォローアップ調査を行う予定であること。初回の調査については、本年 11 月 9 日から実施される「秋季全国火災予防運動」にあわせて行う予定であること。

### (3) 火災防ぎょ計画の策定

「大規模火災に係る対応の取組状況について（照会）」（令和 4 年 5 月 16 日付け消防消第 149 号）において報告された、大規模な火災につながる危険性が高い地域として指定した地域について、火災防ぎょ計画を策定できていない場合は、速やかに策定されたいこと。

消防庁消防・救急課警防係

担 当：池田、平田、鷹羽

T E L：03-5253-7522

E m a i l：keibou@ml.soumu.go.jp

消防庁予防課予防係

担 当：濱田、佐藤、菅野

T E L：03-5253-7523

E m a i l：yobouka-y@ml.soumu.go.jp